第**74**回

定時株主総会 招集ご通知



1. 日 時

令和2年8月28日(金曜日) 午前10時(受付開始午前9時)

2. 場 所

東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目1番1号ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」

議決権行使書提出期限 令和2年8月27日(木曜日) 午後5時30分まで

■目次

第74回定時株	主総会招集ご通知	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• 1
(添付書類)			
事業報告		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	. 5
連結計算書類·		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	15
			18
監査報告書…		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	21
株主総会参考	書類		
第1号議案	剰余金の処分の件	•••••	26
第2号議案	取締役9名選任の作	ታ ······	27
第3号議案	監査役2名選任の作	ታ ······	33
第4号議案	取締役に対する業	績連動型	!
	株式報酬制度導入	の件 …	35

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

多くの株主様が集まる株主総会は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクがありますので、会場へのご来場はお控えいただくようお願い申しあげます。 株主総会会場において、検温を含め感染予防の対策を講じてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

本総会より、お土産の配布は取りやめさせていただきます。



前澤工業株式会社

証券コード:6489

株主各位

東京都中央区新川一丁目5番17号前澤工業株式会社代表取締役社長 松原 正

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、極力、株主総会当日のご来場をお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁の案内に従って、書面またはインターネットの方法により、令和2年8月27日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますよう、お願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 令和2年8月28日(金曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第74期(令和元年6月1日から令和2年5月31日まで)事業報告、連結 計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報 告の件
- 2. 第74期(令和元年6月1日から令和2年5月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

当社は、法令および定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.maezawa.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
- ②「連結計算書類の連結注記表」
- ③「計算書類の個別注記表」

従いまして、本招集ご通知添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類および計算 書類は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、 連結計算書類および計算書類の一部であります。

以上

新型コロナウイルス感染症の感染防止のための対応について

下記のとおりご案内申しあげますとともに、皆様のご理解ならびにご協力をお願い申しあげます。

<株主様へのお願い>

- ・ご来場される株主様におかれましては、マスクのご着用をお願いいたします。 当日は、手指の消毒および検温をさせていただく予定です。発熱があると認められる 方、体調不良と思われる方は入場をお断りする場合がございます。
- ・感染リスク低減のため、会場座席の間隔を例年より広げておりますので、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

<当社の対応>

- ・株主総会に出席する役員および運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマス ク着用で対応いたします。
- ・感染リスク低減のため、例年より株主総会開催時間を短縮して行う予定です。
- 1. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.maezawa.co.jp)に掲載いたします。
- 2. 従前行っていたお土産の配布およびお茶等の飲料のご提供につきましては、本総会より取りやめさせていただきます。
- 3. 今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、株主総会の運営に大きな変更がある場合は、当社ウェブサイト(http://www.maezawa.co.jp)でご案内いたします。

議決権行使についてのご案内

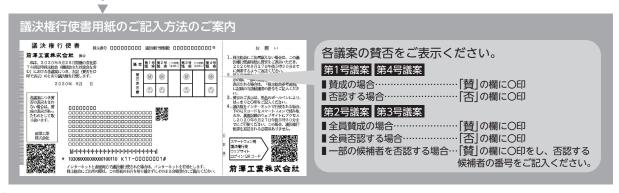
株主総会参考書類(26頁~38頁)をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申しあげます。 議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、ご来場なさらずに議決権を行使いただける「書面による議決権行使」または「インターネットによる議決権行使」を是非ご利用ください。









インターネットによる議決権行使について

議決権は行使期限の令和2年8月27日(木曜日)午後5時30分までに行使ください。

1. インターネットによる議決権行使

- (1) 議決権行使コード (ID)・パスワード入力による方法
 - ① 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード (ID) およびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

- ② 議決権行使コード (ID) およびパスワード (株主様が変更されたものを含みます) は株主総会の都度、 新たに発行いたします。
- ③ パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社(株主名簿管理人)よりおたずねすることはありません。
- ④ パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- (2) QRコードを読み取る方法
 - ① 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード*¹をスマートフォン等*²にてお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください (議決権行使コード、(ID) およびパスワードのご入力は不要です)。
 - ②「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。 議決権行使後に賛否を修正される場合は、上記(1)の方法により再度行使いただく必要があります。

2. その他

- (1) 議決権行使は行使期限内に当社(株主名簿管理人)に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を書面とインターネットの双方で行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使いただいた場合は、最後に行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

3. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【「議決権行使ウェブサイト」「スマート行使」の操作方法等に関するお問い合わせ先】 フリーダイヤル **0120-768-524 (平日9:00~21:00)**

以上

- ※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- ※2. QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)が導入されていることが必要です。

(添付書類)

事業報告

(令和元年6月1日から) 令和2年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済状況は、雇用・所得環境の改善等による緩やかな回復基調にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による個人消費や企業収益等の急速な悪化に伴い、極めて厳しい状況となりました。また、世界経済においても、新型コロナウイルス感染症の流行や米中貿易摩擦等による先行きの不透明さを抱えての推移となりました。

当社グループを取り巻く事業環境は、公共投資は底堅く推移しているものの、企業間競争の激化や、原材料費および人件費等の高騰により、非常に厳しい環境が続きました。

このような状況のもとで当社グループは、新市場および既存市場における受注の確保、拡大に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度の業績は、受注高は34,900百万円(前期比22.0%増)となりましたが、売上高は29,944百万円(前期比0.6%減)となりました。

損益につきましては、原材料費等が高騰する中、原価低減に努め、経常利益は1,899百万円(前期比38.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,075百万円(前期比7.0%増)となりました。

部門別の概況は、次のとおりであります。

部	門	受 注 高 (百万円)	売 上 高 (百万円)
環境事業		14,334	10,975
バルブ事業		10,001	9,391
メンテナンス事業		10,565	9,577
合	計	34,900	29,944

① 環境事業部門

当部門におきましては、老朽化した施設の更新・再構築等にかかる需要に主眼をおいて、それらにかかる水処理機械設備の販売活動を推し進めました。また、産業廃水処理および有機性廃棄物資源化等の需要に対しソリューション営業を展開し、民需事業の基盤の充実に努めました。

当連結会計年度は、厳しい事業環境の中にあっても、大型案件の受注に伴い、受注高は14,334百万円(前期比36.7%増)となりました。一方、売上高は10,975百万円(前期比12.4%減)となりました。

② バルブ事業部門

当部門におきましては、浄水場、配水池、配水管、下水処理場、ポンプ場、農業用水幹線路、揚・排水機場等の整備、更新、耐震化にかかる各種弁・栓・門扉類の需要に対し、幅広く販売活動を展開しました。

当連結会計年度は、厳しい事業環境の中にあっても、受注高は10,001百万円(前期比 11.9%増)を計上し、売上高は受注残の着実な売上計上により、9,391百万円(前期比 11.7%増)となりました。

③ メンテナンス事業部門

当部門におきましては、上水道事業、下水道事業、農業用水・河川事業等の各分野における設備・機器のメンテナンスにかかる需要に対し、販売活動を推し進めました。 当連結会計年度は、施設老朽化に伴う更新・長寿命化のニーズを捉え取り組んだことに

より、受注高は10,565百万円(前期比15.1%増)、売上高は9,577百万円(前期比4.3%増)となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資額は、493百万円であり、その主なものは、木型・金型の更新 125百万円等であります。

これらに要する資金は、すべて自己資金をもって充当しました。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況** 該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念である「水とともに躍進し 人間らしさを求め 社会に貢献できる魅力ある企業」の実現をめざし、事業を展開しております。創業以来80年余にわたり実績を積み上げてきた上下水道用機器・水処理装置の製造および販売をもとに、"水"に関わる分野の社会資本整備、浄化事業に積極的に取り組み、人と環境に優しい技術・製品を提供してまいります。

当社グループの主要事業である上下水道事業においては、少子高齢化に伴う人口減少による収入不足、技術者不足や高度成長期に整備された施設・設備の老朽化対策等、多くの課題を抱えております。これらの課題への取り組みに加え、地震等の自然災害に対する防災・減災、エネルギー問題への対応等、当社グループが果たすべき役割は一層高まっていくものと思われます。

こうした状況の中、当社グループは10年後の社会、事業環境、顧客ニーズの変化を見据え、持続的な成長をめざすために、「Be a Challenger 2020」をスローガンとした中期3ヵ年経営計画(2018年度~2020年度)を策定し、「成長事業の確立」、「既存事業の改革」、「経営基盤の強化」の3つの施策に取り組んでおります。

① 成長事業の確立

現有技術・製品による新市場の開拓に加え、イノベーションにより生まれた技術、製品、システム、ビジネスモデルによる事業の拡大をめざします。

- (i) バイオガスプラント技術を核にした農業分野等におけるバイオマス事業
- (ii) 膜ろ過技術、水流制御技術を核にした水関連ビジネスのグローバル展開
- (iii) IoT、AIを活用した技術・製品・ビジネスモデルの開発
- ② 既存事業の改革

既存事業(環境事業、バルブ事業、メンテナンス事業)において、顧客ニーズを捉えた技術・システムの開発・改良と顧客への提案を行い、受注の確保、拡大を行うとともに、 生産性向上による業務の迅速化、原価低減等をめざします。

- ③ 経営基盤の強化
 - (i) 働き方改革の推進
 - (ii) リスクマネジメントの充実

これらにより、水関連企業、更に環境関連企業として国内外に貢献し、持続的な発展ができる企業づくりをめざしております。

また、今後、新型コロナウイルス感染症による国内経済への影響に加え、世界的な景気後退、通商問題を巡る動向や金融資本市場の変動の影響等にも一層留意する必要があり、当社グループを取り巻く事業環境も不透明な状況で推移することが予想されます。当社グループにおいては、日々変化する状況を注視し、これに応じた取り組みに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し あげます。

(8) 財産および損益の状況の推移

		第 71 期	第 72 期	第 73 期	第 74 期
区	分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (当連結会計年度)
受注高	(百万円)	30,657	29,264	28,601	34,900
売上高	(百万円)	26,161	28,612	30,118	29,944
経常利益	(百万円)	320	1,177	1,374	1,899
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	132	890	1,005	1,075
1 株当たり当期純利益	(円)	7.21	48.60	54.11	56.70
総資産	(百万円)	31,812	31,598	32,447	33,370
純資産	(百万円)	15,924	16,887	17,729	18,574
1株当たり純資産	(円)	868.61	921.14	934.77	979.52

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日) 等を第73期連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第72期連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。
 - 2. 第71期は、企業集団の連携を強化することにより販売力の強化を推進しましたが、受注時期の遅れ等により減収減益となりました。
 - 3. 第72期は、グループー丸となった販売体制の強化を推進し、増収増益となりました。
 - 4. 第73期は、グループ一丸となった原価低減に努め、増収増益となりました。
 - 5. 第74期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1)事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社前澤エンジニアリングサービス	80	100	上下水道用機器・水処理 装置の修繕・据付工事、 維持管理

当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載の1社であります。

(10) 主要な事業内容(令和2年5月31日現在)

当社グループは、上下水道用機器・水処理装置の製造および販売をもとに、環境関連分野の社会資本整備、浄化事業に取り組んでおります。

(11) 主要な営業所および工場(令和2年5月31日現在)

名称	所 在 地	名称	所 在 地
本店所在地	東京都中央区	新潟営業所	新潟市
本社	川口市	茨城営業所	水戸市
環境事業本部	川口市	東京支店	東京都中央区
バルブ事業本部	川口市	横浜支店	横浜市
埼玉製造所	幸手市	名古屋支店	名古屋市
北海道支店	札幌市	大阪支店	大阪市
東北支店	仙台市	中国支店	広島市
北関東支店	川口市	九州支店	福岡市
(株)前澤エンジニア リングサービス	川口市		

(12) 使用人の状況(令和2年5月31日現在)

① 当社グループ

従 業 (á	員 数 3)	前期末比増減	平均年齢(歳)	平均勤続年数 (年)
男性	801	16名増	46.0	15.3
女性	170	8名増	40.2	14.5
計・平均	971	24名増	45.2	15.4

② 当社

従 業 (á	員 数 名)	前期末比増減	平 均 年 齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
男性	557	3名増	46.0	16.7
女性	136	4名増	40.6	15.7
計・平均	693	7名増	44.9	16.5

(13) 主要な借入先(令和2年5月31日現在)

① 当社

借入先	借 入 額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	785
株式会社日本政策投資銀行	220
株式会社りそな銀行	200
三井住友信託銀行株式会社	200
株式会社三菱UFJ銀行	200
株式会社武蔵野銀行	200
明治安田生命保険相互会社	100

② 子会社

借	入	先	借	入 (百万円)	額
株式会社武蔵野銀行					300
株式会社滋賀銀行					100

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(令和2年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

80,000,000株

(2) 発行済株式の総数

21,425,548株 (自己株式2,462,490株含む)

(3) 当期末株主数

4,803名

(4) 大株主 (上位10名)

株	主	名	持	株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
公益財団法人前澤育	英財団			1,287	6.78
前澤化成工業株式会	社			1,229	6.48
日本トラスティ・サ	ービス信託銀行権	株式会社(信託□)		1,218	6.42
前澤給装工業株式会	社			1,198	6.31
前澤工業取引先持株	会			1,153	6.08
日本マスタートラス	卜信託銀行株式会	会社 (信託口)		795	4.19
株式会社みずほ銀行				721	3.80
株式会社大成機工イ	ンターナショナル	/		641	3.38
明治安田生命保険相	互会社			459	2.42
前澤工業従業員持株	会			338	1.78

- (注) 1. 当社は自己株式2,462千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
 - 2. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
 - 3. 持株比率は、自己株式(2,462千株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項(令和2年5月31日現在)

当社は、令和元年7月12日付の取締役会決議に基づき、平成30年11月5日に発行いたしました第三者割当による第1回新株予約権につきまして、令和元年7月29日付で当該新株予約権の全部を取得し、消却いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役(令和2年5月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職状況
代表取締役社長	松原正	
常務取締役	宮川多正	管理本部長兼経営企画室、安全品質統括部担当
常務取締役	絹 笠 淳	環境事業本部長
常務取締役	軽 部 茂	バルブ事業本部長
取締役	皆 方 護	環境事業本部副本部長(プラント建設、民需、 海外推進室担当)
取締役	小 村 武	公益財団法人資本市場振興財団理事長 JCRファーマ株式会社社外監査役 公益財団法人岩谷直治記念財団理事長
取締役	安部公己	安部公己法律事務所所長
常勤監査役	大河原 昭 男	
監査役	笠 松 重 保	株式会社パスコ社外監査役
監査役	武内正一	武内公認会計士税理士事務所所長
監査役	園 山 佐和子	公益社団法人東京都専修学校各種学校協会監事 佐藤法律会計事務所弁護士 東京家庭裁判所調停委員

- (注) 1. 取締役 小村 武、安部公己の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 笠松重保、武内正一、園山佐和子の各氏は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役 小村 武、安部公己、監査役 笠松重保、武内正一、園山佐和子の各氏は、株式会 社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
 - 4. 監査役 武内正一氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する 相当程度の知見を有しております。
 - 5. 当社は、執行役員制度を導入しており、各執行役員は次のとおりであります。

上席執行役員 濱野茂樹 環境事業本部副本部長

上席執行役員 神田礼司 管理本部副本部長兼経営企画室長

上席執行役員 前田 司 東京支店長兼営業店営業強化担当

上席執行役員 松本義信 バルブ事業本部バルブ事業部長

執行役員 井上照孝 法務・監査部長

執行役員 篠崎長洋 安全品質統括部長兼安全管理部長

兼環境事業本部環境プロジェクト管理室長

執行役員 馬郡 浩 環境事業本部副本部長

執行役員 手塚正三 バルブ事業本部埼玉製造所長兼製造企画室長

執行役員 菊 地 和 信 管理本部人事部長

執行役員 都 倉 剛 環境事業本部環境ソリューション事業部長

執行役員 瀬尾比良久 環境事業本部プラント建設事業部長

- 6. 三田志津雄氏、滝口和彦氏、斉藤貴之氏は、令和元年8月29日開催の第73回定時株主総会終 結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
- 7. 軽部 茂氏、関口 博氏は、令和元年8月29日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役 小村 武、安部公己、常勤監査役 大河原昭男、監査役 笠松重保、武内正一、 園山佐和子の各氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項 の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度 額は、法令が規定している最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員(名)	役 員 報 酬 (百万円)
取締役	10	198
監査役	6	26
合計	16	225
(社外役員)	(6)	(23)

- (注) 1. 使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の役員報酬には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額50百万円を含んでおります。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、平成19年8月30日開催の第61回定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、平成19年8月30日開催の第61回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該重要な兼職先との関係

地	位	氏	名	重要な兼職状況	当社との関係
				公益財団法人資本市場振興財団 理事長	特別の関係はありません。
取締役		小村	武	JCRファーマ株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
				公益財団法人岩谷直治記念財団 理事長	特別の関係はありません。
取締役		安部	公 己	安部公己法律事務所所長	特別の関係はありません。
監査役		笠 松	重 保	株式会社パスコ社外監査役	特別の関係はありません。
監査役		武内	正一	武内公認会計士税理士事務所 所長	特別の関係はありません。
_, , , _				公益社団法人東京都専修学校 各種学校協会監事	特別の関係はありません。
監査役		園 ∐	佐和子	佐藤法律会計事務所弁護士	特別の関係はありません。
				東京家庭裁判所調停委員	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏	名	主な活動状況
取締役	小村	武	当期開催の取締役会15回全てに出席し、わが国の経済運営や金融に携わった長年の経験と企業経営に関する豊富な知見を有しており、必要に応じ経営的な見地から発言を行っております。
取締役	安部	公 己	当期開催の取締役会15回全てに出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	笠 松	重保	当期開催の取締役会15回全てに、監査役会13回全てに出席し、 必要に応じ経営的な見地から発言を行っております。
監査役	武内	正一	当期開催の取締役会15回全てに、監査役会13回全てに出席し、 必要に応じ公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を 行っております。
監査役	園 山	佐和子	当期開催の取締役会15回、監査役会13回のうち、監査役就任後に開催された取締役会11回のうち10回、監査役会10回のうち9回に出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

SK東京監査法人

(2) 会計監査人の報酬等および監査役会が同意した理由

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 32百万円
- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32百万円
 - (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額は合計額で記載しております。
- ③ 監査役会が同意した理由

会計監査人であるSK東京監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算定方法は、タイムチャージ方式によるもので、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的であると判断いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査役会は、次のいずれかに該当し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定いたします。

- ① 会社法、公認会計士法等の法令違反により処分を受けた場合
- ② 会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の要素の観点から監査を遂 行するに不十分であると判断された場合
- ③ 監査契約を継続しない旨の通知を受けた場合

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⁽注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (令和2年5月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
(資産の部)	33,370	(負債の部)	14,795
流動資産	23,382	流動負債	11,530
現 金 及 び 預 金	7,536	支払手形及び買掛金	2,986
受取手形及び売掛金	6,050	電子記録債務	3,649
電子記録債権	3,555	1 年内償還予定の社債	244
商品及び製品	2,528	1 年内返済予定の長期借入金	593
仕 掛 品	2,104	リース債務	13
原材料及び貯蔵品	1,233	未 払 金	672
そ の 他	377	未払法人税等	515
貸 倒 引 当 金	△3	前 受 金	1,647
		役員賞与引当金	68
固定資産	9,987	工事損失引当金	33
有形固定資産	7,023	完成工事補償引当金	39
建物及び構築物	1,991	その他	1,066
機械装置及び運搬具	941	固定負債	3,265
工具、器具及び備品	476	社 債	380
土 地	3,613	長期借入金	1,711
建設仮勘定	0	リース債務	23
		繰 延 税 金 負 債	43
無形固定資産	47	完成工事補償引当金	120
		退職給付に係る負債	944
投資その他の資産	2,916	長期未払金	41
投 資 有 価 証 券	2,548	(純資産の部)	18,574
長 期 貸 付 金	17	株 主 資 本	18,065
長期前払費用	27	資 本 金	5,233
繰 延 税 金 資 産	118	資本 剰余金	4,801
そ の 他	215	利 益 剰 余 金	8,832
貸 倒 引 当 金	△11	自 己 株 式	△802
		その他の包括利益累計額	509
		その他有価証券評価差額金	509
資 産 合 計	33,370	負債及び純資産合計	33,370

連結損益計算書

(令和元年6月1日から) 令和2年5月31日まで)

科		金	額
	÷		百万円
売 上	高		29,944
売 上 原	<u></u>		22,642
売 上 総 利	益		7,302
	理費		5,524
営業利	<u>益</u>		1,778
営 業 外 収	益		
受 取 利	息。	1	
受 取 配 当	金	67	
助 成 金 収	入	55	
業務受託	料	19	
その他の収	益	12	155
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	22	
売 上 割	引	4	
株 式 交 付	費	0	
	入額	0	
その他の費	用	6	34
経 常 利	益		1,899
特 別 利	益		
固定資産売却		0	0
特別損	失		
固 定 資 産 除 却		26	
完成工事補償引当金繰		144	
	価 損	1	
損 害 賠 償	金	38	209
	利益		1,690
法人税、住民税及び事	業税	755	
法 人 税 等 調 整		△140	615
当 期 純 利	益		1,075
親会社株主に帰属する当期紀	植利 益		1,075

連結株主資本等変動計算書

(令和元年6月1日から) 令和2年5月31日まで)

	†	朱	È j	章 本	Z	その他の 包括利益 累 計 額	±с +/+	姑 盗 辛
	資本金	資 本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価 差額金	新 株 予 約 権	純資産品 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	5,233	4,801	8,003	△802	17,236	489	3	17,729
当 期 変 動 額								
剰余金の配当			△246		△246			△246
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,075		1,075			1,075
自己株式の取得				△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						19	△3	16
当期変動額合計			828	△0	828	19	△3	844
当 期 末 残 高	5,233	4,801	8,832	△802	18,065	509	_	18,574

貸借対照表 (令和2年5月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資資) 一部) では、 一章 できる。 一章 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	国方円 28,630 18,711 3,642 1,298 3,313 4,032 2,528 1,984 1,227 37 648 △2	形金務債金務金与等金金金 (負負 払 記 環 の	百万円 11,716 9,106 836 1,291 3,053 160 460 12 577 585 398 1,370 117
大田	9,918 7,013 1,799 185 922 19 472 3,613 0 43 33 9 2,861 2,548 114 2 15 27 163 △11	大きなのである。 「後工完そ定社長リ繰完退長(主本資を益利を自任を) 員事成 自 延工 期資資本剰 の 利益 の 置別線己換色 賞損事 債 税事給 産本 余 資余 利産 利産 関連 賞損事 債 税事給 産本 余 資余 利産 利 額証 当当当 人債 引 上 払	50 33 39 118 2,609 240 1,445 22 43 120 698 40 16,914 16,404 5,233 4,801 4,794 6 7,172 561 6,610 146 2,300 4,164 △802 509 509
資 産 合 計	28,630	負債及び純資産合計	28,630

損益計算書

(令和元年6月1日から) 令和2年5月31日まで)

科		金	額
			百万円
- 売 上 上	高		21,543
売 上 原	価		17,061
売 上 総 利	益		4,482
販売費及び一般管理	費		4,350
営 業 利	益		131
営 業 外 収	益		
受 取 利	息	1	
受 取 配 当	金	1,011	
受 取 技 術	料	80	
助 成 金 収	入	55	
その他の収	益	61	1,209
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	20	
株 式 交 付 売 上 割	費	0	
売 上 割	引	4	
貸 倒 引 当 金 繰 入	額	0	
その他の費	用	6	32
経 常 利	益		1,309
特 別 利	益		
固 定 資 産 売 却	益	0	0
特 別 損	失		
固 定 資 産 除 却	損	25	
完成工事補償引当金繰り	(額	144	
ゴルフ会員権評価	損	1	
損 害 賠 償	金	38	208
税 引 前 当 期 純 利	益		1,100
法人税、住民税及び事業	€ 税	167	
法 人 税 等 調 整	額	△93	73
当 期 純 利	益		1,026

株主資本等変動計算書

(令和元年6月1日から) 令和2年5月31日まで)

										株		È	貨	本			
						資	本	剰	余	金			利	益	剰	余	金
					資本金	資 本準備金	そ資剰	の 余	他本金	資剰合	本 余 金 計	利準	益 備 金	その他 固定資産 圧 縮 積立金		制余金 繰越利益 剰余金	利 益 兼 合 計
					百万円	百万円		百万		l .	百万円		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当	期	首	残	高	5,233	4,794			6	4,	,801		561	148	2,300	3,381	6,391
当	期	変	動	額													
乗	余	金 (の配	当												△246	△246
71	斯	純	利	益												1,026	1,026
固	E資産EH	缩積立金0	取崩 (当	期分)										△2		2	_
É	127	株式	の取	得													
株当	主資 期変	本以外 動額	トの項[(純額	∃の 頁)													
当身	朝 変	動	額合	計	_	_			_		_		_	△2	_	782	780
当	期	末	残	高	5,233	4,794			6	4,	,801		561	146	2,300	4,164	7,172

	株 主	資 本	評価・換算差額等		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	新株予約権	純資産合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	△802	15,624	489	3	16,118
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△246			△246
当期純利益		1,026			1,026
固定資産圧縮積立金の取崩 (当期分)		_			_
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			19	△3	16
当期変動額合計	△0	780	19	△3	796
当 期 末 残 高	△802	16,404	509	_	16,914

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和2年7月9日

前澤工業株式会社取締役会御中

SK東京監査法人

東京都中央区日本橋本町三丁目4番5号 PMO日本橋三越前9階

指定社員 公認会計士升 岡界 印業務執行社員 公認会計士升 岡

指定社員 公認会計士 熊 野 充 印業務執行社員 公認会計士 熊 野

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前澤工業株式会社の令和元年6月1日から令和2年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、 並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和2年7月9日

前澤工業株式会社取締役会御中

SK東京監査法人

東京都中央区日本橋本町三丁目4番5号 PMO日本橋三越前9階

指定社員 公認会計士升 岡 昇 印業務執行社員

指定社員 公認会計士 熊 野 充 印業務執行社員 公認会計士 熊 野

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前澤工業株式会社の令和元年6月1日から令和2年5月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算 書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、 個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合 は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する 計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求 められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事 象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並び に計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

報 書

当監査役会は、令和元年6月1日から令和2年5月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関し て、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を 受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を 求めました。
- 監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、 内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、 以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受 け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および 財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社 法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議 に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および 運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、 会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監 査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる 事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨 の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借 対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認め ます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められませ h.
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システム に関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

- 会計監査人SK東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人SK東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和2年7月13日

監査役会 前澤工業株式会社 大河原 昭 常勤監查役 笠 松 重 保 役 杳 武 内 (ED) 監 杳 役 溒 監 査 役

監査役笠松重保、監査役武内正一および監査役園山佐和子は、会社法第2条第16号および第335条第3 (注) 項に定める社外監査役であります。

以

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

厳しい事業環境のなかで、当事業年度の業績は添付書類の事業報告に記載のとおりとなりました。当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えており、経営基盤の充実ならびに将来の事業展開のために必要な内部留保も勘案し、株主の皆様へ継続的に配当を行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、業績および上記基本方針を勘案し、1株につき普通配当8円といたしたいと存じます。

なお、令和2年2月に中間配当として1株につき6円をお支払い申しあげましたので、当期の年間配当は1株につき14円となります。

期末配当に関する事項

- (1)配当財産の種類金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式 1株につき金8円 総額151.704.464円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 令和2年8月31日

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役7名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては経営体制の一層の強化を図るため2名増員し、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	ぶりがる 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況
1	【再任】	昭和53年4月 当社入社 平成15年4月 当社環境事業本部環境システム事業部 下水道営業部長 平成16年4月 当社環境事業本部環境システム事業部 下水道営業部長兼環境事業本部国際部長 平成17年4月 当社環境事業本部環境システム事業部長 兼環境プラント営業部長 兼環境プラント営業部長 兼環境プラント営業部長 兼環境プラント営業部長 兼環境プラント営業部長 東環境プラント営業部長兼環境事業本部国際部長 平成18年8月 当社取締役環境事業本部環境システム事業部長 兼環境プラント営業部長兼環境事業本部国際部長 平成18年9月 当社取締役営業統括本部環境システム事業部長 東東第6プラント営業部長兼環境事業本部国際部長 平成18年9月 当社代表取締役社長(現任) 【取締役候補者とする理由】 平成19年2月に代表取締役社長に就任以来13年間にわたり、事業環境が激変する中で、当社の経営の舵取りを担ってきました。持続的に発展し社会に貢献し続けられる企業グループをめざし、平成30年度を初年度とする中期3カ年経営計画(2018年度~2020年度)においては、リーダーシップを発揮し経営を主導しております。営業および海外分野での豊富な経験を活かし、当社の成長、発展のために経営を主導していくことを期待し、引き続き取締役候補者とするものです。

候補者番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況
2	【再任】	昭和58年4月 当社入社 平成18年4月 当社営業管理部長 平成21年4月 当社管理本部総務・人事部長兼業務管理部長 平成22年6月 当社執行役員管理本部総務・人事部長兼業務管理部長 平成25年8月 当社取締役経営管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長兼安全管理室担当 平成26年4月 当社取締役経営管理本部人事部長兼業務管理部長 兼総務部、安全管理室担当 平成27年1月 当社取締役事業統括本部埼玉製造所長 平成27年4月 当社取締役事業統括本部埼玉製造所長 平成29年4月 当社取締役事業統括本部埼玉製造所長 平成29年8月 当社上席執行役員事業統括本部埼玉製造所長 平成30年4月 当社上席執行役員バルブ事業本部副本部長 東郊30年4月 当社上席執行役員管理本部長 平成31年4月 当社上席執行役員管理本部長 令和元年8月 当社常務取締役管理本部長 兼経営企画室、安全品質統括部担当(現任)
	117112 (100%)	【取締役候補者とする理由】 バルブ事業における製販一体による利益体質強化や品質向上を主導してきたほか、管理部門において、コーポレートガバナンスの充実や財務体質の強化など、経営基盤の強化を推進してきました。 管理・生産部門での豊富な経験を活かし、経営計画達成のため、経営を主導していくことを期待し、引き続き取締役候補者とするものです。

候補者 号	ぶりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況
3	【再任】 おな かた まもる	昭和54年4月 当社入社 平成18年4月 当社民需事業本部産業環境事業部産業施設技術部長 平成21年4月 当社環境事業本部環境ソリューション事業部 副事業部長 平成24年6月 当社執行役員環境事業本部環境ソリューション事業部 副事業部長 平成25年4月 当社執行役員環境事業本部環境ソリューション事業部 副事業部長兼事業開発推進室長 平成26年4月 当社執行役員事業統括本部環境ソリューション事業部 副事業部長兼事業開発推進室長兼環境R&D推進室長 平成27年4月 当社執行役員事業統括本部環境ソリューション事業部 副事業部長(民需担当) 兼事業開発推進室長 兼環境R&D推進室長 平成27年8月 当社取締役事業統括本部副本部長(プラント建設、プラント品質保証、環境プロジェクト管理、民需担当)兼事業開発推進室長兼環境R&D推進室長平成29年8月 当社上席執行役員事業統括本部副本部長(プラント建設、プラント品質保証、環境プロジェクト管理、民需担当)兼事業開発推進室長兼環境R&D推進室長平成30年4月 当社上席執行役員環境事業本部副本部長(プラント建設、民需担当)兼環境R&D推進室長平成31年4月当社上席執行役員環境事業本部副本部長(プラント建設、民需担当)令和元年8月当社取締役環境事業本部副本部長(プラント建設、民需担当)

候補者番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況			
4	【新任】 「はま の しげ き 演 野 茂 樹 (昭和36年1月3日生) 【所有する当社株式の数】 36,800株	昭和58年4月 当社入社 平成11年4月 当社西部支社広島営業所長 平成16年9月 当社大阪支店長 平成19年4月 当社営業統括本部環境システム事業部長兼国際部長 平成20年4月 当社環境事業本部環境システム事業部長 平成20年6月 当社執行役員環境事業本部建設事業部長兼調達部長 平成21年4月 当社執行役員環境事業本部建設事業部長兼調達部長 平成22年8月 当社取締役環境事業本部建設事業部長兼調達部長 平成23年8月 当社取締役環境事業本部副本部長兼建設事業部長兼調達部長 平成23年8月 当社取締役事業統括本部副本部長(環境事業担当) 平成27年7月 ㈱前澤エンジニアリングサービス常務取締役 平成31年4月 当社上席執行役員環境事業本部副本部長 兼環境ソリューション事業部長 令和2年4月 当社上席執行役員環境事業本部副本部長(現任) 【取締役候補者とする理由】 環境事業における営業・管理の両面で利益体質強化を進め、同事業の拡大を主導してきました。 当社において執行役員、取締役、子会社㈱前澤エンジニアリングサービスにおいても取締役を歴任しており、経営計画達成のため、経営を			
5	【新任】	主導していくことを期待し、取締役候補者とするものです。 平成25年4月 当社入社 管理本部経理部長兼経営企画室部長 平成25年8月 当社経営管理本部経理部長兼経営企画室部長 平成27年6月 当社執行役員経営管理本部経理部長兼経営企画室部長 平成29年9月 当社上席執行役員経営管理本部経営企画室長 兼経理部長 平成30年4月 当社上席執行役員管理本部副本部長兼経営企画室長 兼経理部長 令和2年4月 当社上席執行役員管理本部副本部長 兼経営企画室長(現任) 【取締役候補者とする理由】 管理部門、企画部門において経営全般を俯瞰するとともに経営計画の 策定などで経営基盤の強化を推進してきました。 管理部門、企画部門での豊富な経験を活かし、経営計画達成のため、 経営を主導していくことを期待し、取締役候補者とするものです。			

候補者番 号	s り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況		
6	【新任】 (できなが ひろ 篠 崎 長 洋 (昭和33年3月6日生) 【所有する当社株式の数】 6,300株	昭和55年4月 当社入社 平成22年6月 当社経営企画室部長 平成24年4月 当社プロジェクト管理室部長兼経営企画室部長 平成25年4月 当社環境事業本部建設事業部建設部長 平成25年6月 当社執行役員環境事業本部建設事業部建設部長 平成25年8月 当社執行役員事業統括本部プラント建設事業部副事業部長兼建設部長 平成28年4月 当社執行役員事業統括本部プラント建設事業部長 平成30年4月 当社執行役員環境事業本部プラント建設事業部長 来成30年4月 当社執行役員環境事業本部プラント建設事業部長 東成31年4月 当社執行役員環境事業本部プラント建設事業部長 令和2年4月 当社執行役員安全品質統括部長兼安全管理部長 兼環境事業本部環境プロジェクト管理室長(現任) 【取締役候補者とする理由】 環境事業における建設分野で利益体質強化や管理強化を主導してきました。 環境事業における豊富な経験を活かし、経営計画達成のため、経営を主導していくことを期待し、取締役候補者とするものです。		
7	【再任】 小村 武 (昭和14年9月2日生) 【在任年数】 8年 【所有する当社株式の数】 7,600株 【取締役会への出席状況】 15/15回(100%)	昭和38年4月 大蔵省入省 平成5年6月 大蔵省大臣官房長 平成7年5月 大蔵省主計局長 平成9年7月 大蔵事務次官 平成13年1月 日本政策投資銀行総裁 平成20年4月 公益財団法人ソルト・サイエンス研究財団理事長 平成20年6月 株式会社商船三井社外取締役 平成24年8月 当社取締役(現任) 平成26年1月 公益財団法人資本市場振興財団理事長(現任) 平成29年6月 JCRファーマ株式会社社外監査役(現任) 令和元年11月 公益財団法人岩谷直治記念財団理事長(現任) 【社外取締役候補者とする理由】 社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、わが国の経済運営や金融に携わった長年の経験と企業経営に関する豊富な知見を有しており、経営的な見地から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者とするものです。		

候補者 番 号	s り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況
8	【再任】	平成 4 年 4 月 弁護士登録 平成 7 年 7 月 安部公己法律事務所所長 (現任) 平成 18年 8 月 当社監査役 平成 27年 8 月 当社取締役 (現任)
	【在任年数】 5年 【所有する当社株式の数】 22,200株 【取締役会への出席状況】 15/15回(100%)	【社外取締役候補者とする理由】 社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての長年の経験と豊富な知見を有しており、社外取締役の職務を適切に遂行できると判断し、引き続き社外取締役候補者とするものです。
9	【新任】 - その、やま、さ ゎ こ 園 山 佐和子 (昭和44年8月5日生)	平成 4 年 4 月 国際電信電話株式会社 (現 K D D I 株式会社) 入社 平成 19年 9 月 弁護士登録 平成 21年 6 月 影山法律特許事務所入所 平成 25年11月 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会監事 (現任) 平成 27年 7 月 佐藤法律会計事務所入所 (現任) 平成 30年 4 月 東京家庭裁判所調停委員 (現任) 令和元年 8 月 当社監査役 (現任)
	【所有する当社株式の数】 100株	【社外取締役候補者とする理由】 社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての長年の経験と豊富な知見を有しております。当社社外監査役として既に1年間職務を遂行しており、社外取締役としても職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者とするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 小村 武、安部公己、園山佐和子の各氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 候補者小村 武、安部公己、園山佐和子の各氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に該当すると判断しております。
 - 4. 候補者小村 武、安部公己の両氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続いたします。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。
 - 5. 候補者園山佐和子氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 6. 候補者園山佐和子氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役4名のうち、武内正一氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、 また園山佐和子氏が辞任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じま す。

なお、御山義明氏は園山佐和子氏の補欠として選任されることとなりますので、その 任期は当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了すべき時までとなります。 また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。 監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職状況
1	【再任】 たけ うち しょう いち 武 内 正 一 (昭和38年 6 月15日生)	平成4年10月 青山監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人)入社 平成10年3月 公認会計士登録 平成12年1月 税理士登録 平成12年1月 武内公認会計士税理士事務所所長(現任) 平成28年8月 当社監査役(現任)
	4年 【所有する当社株式の数】 5,500株 【取締役会への出席状況】 15/15回(100%) 【監査役会への出席状況】 13/13回(100%)	【社外監査役候補者とする理由】 社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士、税理士としての長年の経験と財務・会計に関する 豊富な知見を有しており、監査役の職務を適切に遂行できると判断し、 引き続き社外監査役候補者とするものです。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職状況	
		平成11年 4 月 弁護士登録 清水直法律事務所入所	
	【新任】	平成19年 4 月 日本弁護士連合会代議員 東京弁護士会常議委員	
	み やま よし あき 御 山 義 明	平成20年 4 月 東京弁護士会倒産法部会執行部 平成21年 6 月 御山義明法律事務所所長(現任)	
2	(昭和49年2月25日生)	平成25年 6 月 技研興業株式会社社外監査役	
	【所有する当社株式の数】 -株	【社外監査役候補者とする理由】 社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての長年の経験と豊富な知見を有しており、社外監査役の職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者とするものです。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 武内正一、御山義明の両氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3. 候補者武内正一、御山義明の両氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に該当すると判断しております。
 - 4. 候補者武内正一氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続いたします。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。
 - 5. 候補者御山義明氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、選任後締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。)に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (= Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本議案は、平成19年8月30日開催の第61回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額(年額200百万円以内。社外取締役を含みます。ただし、使用人給与は含みません。)とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、現時点において、本制度の対象となる当社の取締役は5名ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は6名となります。 なお、本制度と合わせて、取締役を兼務しない執行役員および子会社の取締役に対する業績連動型株式報酬制度も導入する予定です。

2. 本制度に係る取締役の報酬等の額および参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度に係る取締役の報酬等の対象者 当社の取締役(社外取締役を除きます。)

(3) 信託期間

令和2年10月(予定)から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額(取締役の報酬等の額)

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、令和3年5月末日で終了する事業年度から令和5年5月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)およびその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定(令和2年10月(予定))時に、当初対象期間に対応する 必要資金として、120百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、120百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。)および金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額(当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。)と追加拠出される金銭の合計額は、120百万円を上限とします。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。ご参考として、令和2年7月13日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当社が取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額120百万円を原資に取得する株式数は、最大で309,200株となります。本

信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。)。

下記 (7) の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)。

(7) 当社株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることにな

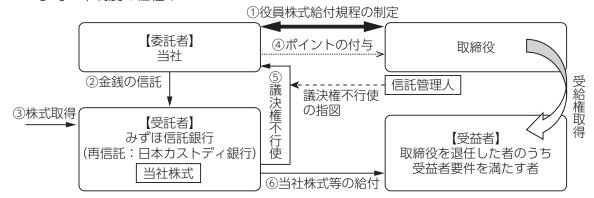
ります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

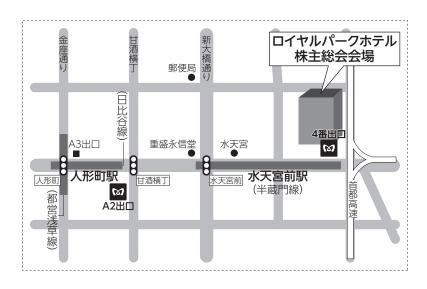
<ご参考:本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

株主総会会場ご案内図



ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」 東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目1番1号 電話 (03) 3667-1111

<交通のご案内>

東京メトロ・半蔵門線水天宮前駅に直結		(4番出口)
東京メトロ・日比谷線人形町駅下車徒歩	約5分	(A2出口)
都営浅草線人形町駅下車徒歩	約8分	(A3出口)

